

令和 8 年西予市教育委員会第 4 回定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

令和 8 年 4 月 24 日（金）

西予市役所 5 階 第 3 委員会室

II 出席者

教育長	山住 哲司	委 員（教育長職務代理者）	酒井 史朗
委 員	兵頭 美和	委 員	藤森 美佳
委 員	三好 敏博		

III 議事に出席した公務員の職氏名

教 育 部 長	谷川 和久	教育総務課長	宮中 英希
学校教育課長	宇都宮 晋	まなび推進課長	高木 邦宏
教育総務課長補佐	山本 裕樹	教育総務課長補佐	柿原 稔広
教育総務課教育総務係長	富永 時蔵	教育総務課学校再編係長	兵頭 智
学校教育課長補佐	清家 真二	学校教育課長補佐	薬師寺ふみ
学校教育課管理係長	久保田 学	まなび推進課長補佐	徂田 剛

IV 議題

1 会議録の承認

（1）令和 8 年西予市教育委員会第 3 回定例会会議録の承認について

2 報告事項・主な会議・行事等の説明

（1）令和 8 年 4 月の行事報告について

（2）令和 8 年 5 月の行事予定について

（3）令和 8 年西予市教育委員会第 5 回定例会の開催日程について

3 議決事項

承認第 5 号 専決処分第 5 号の承認について（学校運営協議会委員の任命について）

4 報告事項

報告第 9 号 西予市中学校再編検討委員会検討状況について

報告第 10 号 西予市学校給食費等支援補助金交付要綱の制定について

報告第 11 号 令和 8 年 4 月 1 日付教育委員会職員の人事異動について

V 会議の概要

1 開会

教育長 午後 1 時 30 分開会を宣する。

教育長 傍聴人 1 名の入室について諮る。

全委員 異議なし。

教育長 入室を許可する。

教育長 傍聴者は、西予市教育委員会傍聴規則を遵守するように求める。

2 案件の確認等

教育長 本日は、追加の 4 案件を含め、議決案件が 1 件、報告案件が 3 件の計 4 案件の審議を予定している旨述べる。承認第 5 号、報告第 11 号については、人事案件であるため、人事案件以外の審議終了後に審議する旨述べる。

3 会議録の承認

教育長 令和 8 年西予市教育委員会第 3 回定例会会議録について意見を求める。

酒井委員 会議録の修正箇所を指摘する。

教育長 修正する旨答える。

教育長 修正した令和 8 年西予市教育委員会第 3 回定例会会議録について諮る。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしと認め、修正した令和 8 年西予市教育委員会第 3 回定例会会議録を承認する旨宣する。

4 報告事項

(1) 令和 8 年 4 月の行事報告について

教育長 各委員の入学式への出席について、謝意を述べる。入学式では、新入生が緊張しつつもハツラツとした様子であったことに触れ、新学期が順調にスタートした旨述べる。また、年度初めにあたり各種会合や総会が相次いで開催される旨述べる。加えて、本年度の校長会会長には、宇和町小学校の青木校長、学校体育会会長に城川中、水

口校長、副会長に城川小の松本校長が就任された旨述べる。

(2) 令和8年5月行事予定について

教育長	事務局の報告を求める。
教育総務課長	5月行事予定について報告する。
教育長	5月行事予定について意見を求める。
全委員	特になし。

(3) 令和8年西予市教育委員会第5回定例会の開催日程について

教育長	令和8年西予市教育委員会第5回定例会の開催日程について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	令和8年西予市教育委員会第5回定例会を5月27日(水)午後2時00分から開催する旨宣する。

5 報告事項

報告第9号 西予市中学校再編検討委員会検討状況について

教育長	事務局の報告を求める。
教育総務課学校再編係長	第4回検討委員会では、子どもたちに望む姿、理想の教育環境、中学校再編の必要性について意見交換が行われ、学力だけでなく人間力や人との関わりを重視した教育環境の重要性が確認された。また学級規模は1学級25～30人程度、1学年複数学級が望ましいとの意見が多く、児童生徒数の減少を踏まえ、望ましい教育環境を確保するため再編は必要とする意見が多数であった。 第5回検討委員会では、再編による効果や課題、寄宿舎について協議が行われ、教育環境の充実や人間関係の広がりが期待される一方、通学負担や地域・家庭への影響への配慮が必要とされた。今後は、寄宿舎利用者の意見聴取を含め検討を進め、8月に答申を取りまとめる予定である旨報告する。
教育長	委員へ意見を求める。
酒井委員	会の運営が丁寧であり、評価している旨述べる。8月までに9回の実施予定があり、充実した内容になること

を期待している旨述べる。引き続き丁寧で親切な進め方を望んでいる旨述べる。特に、中学生を巻き込んだ取組は大変評価でき、継続して実施されるとよい旨述べる。

また、市民や保護者への周知にあたり、検討委員会の内容を要点としてわかりやすく伝える工夫があるとよい旨述べる。

教育総務課長 検討委員会の検討状況はホームページで公表しているが、今後はより分かりやすい概要版のような形で、要点を整理した情報発信を積極的に行っていきたい旨説明する。

教育長 報告第9号は以上とする旨述べる。

報告第10号 西予市学校給食費等支援補助金交付要綱の制定について

教育長 事務局の報告を求める。

学校教育課長 令和8年度に新設された愛媛県公立小学校学校給食費負担軽減交付金を活用し、学校給食費の負担軽減を図るため、西予市学校給食費等支援補助金交付要綱を制定するものである。交付対象は、小学校に在籍し、食物アレルギー等により給食を喫食できない児童に対する支援で、弁当持参に係る費用について保護者へ補助金を交付するものである旨報告する。

教育長 委員へ意見を求める。

兵頭委員 交付できる条件について問う。

学校教育課長 交付できる条件は、食物アレルギー等、特別な配慮や管理を要する疾病を理由に学校給食を食べることができない児童である。アレルギーを有する児童の多くは、除去食や代替食により給食を摂取できているが、やむを得ず給食そのものを食べることができない児童がいる場合に、本補助金の交付対象となる旨説明する。

兵頭委員 弁当を持参せざるを得ない児童が対象であるかを問う。

学校教育課長 その通りである旨回答する。

兵頭委員 年度途中に対象となった場合の対応は可能であるかを問う。

学校教育課長 年度末に申請手続きを行うため対応可能である旨回答する。

教育長 報告第 10 号は以上とする旨述べる。

6 議決事項（人事案件）

教育長 承認第 5 号、専決処分第 5 号学校運営協議会委員の任命について、報告第 11 号 令和 8 年 4 月 1 日付教育委員会職員の仕事異動については、人事案件となる。西予市教育委員会会議規則第 10 条に基づき、非公開とすることについて、出席委員に諮る。

全委員 全員挙手する。

教育長 非公開とする旨述べる。

承認第 5 号 専決処分第 5 号の承認について（学校運営協議会委員の任命について）

教育長 事務局の説明を求める。

学校教育課長 資料に基づき、説明する。

【非公開】

教育長 原案のとおり承認する旨宣する。

7 報告事項（人事案件）

報告第 11 号 令和 8 年 4 月 1 日付教育委員会職員の仕事異動について

教育長 事務局の報告を求める。

教育総務課長 資料に基づき、報告する。

【非公開】

8 閉会

教育長 午後 2 時 15 分閉会を宣する。